

政府税制調査会意見書

佐藤主光

・所得税改革にあたっては「財政中立」を前提に①基礎控除、配偶者控除等人的控除の所得控除の税額控除化と拡充、②給与所得と事業所得の統合、および③「所得計算上の控除」（給与所得控除・公的年金等控除）の見直し・基礎控除及び人的控除へのシフトを「三位一体」に進めることで所得税の財源調達機能及び所得再分配機能の回復を図るべきである。

・給与所得控除と事業所得の統合はフリーランスやサラリーマンの副業など「働き方の多様化」に伴って所得区分が曖昧になりつつある現状に対応する。具体的には（1）給与所得における「特定支出控除」を拡充する一方、（2）事業所得について複式簿記等で支出が明瞭になっていない事業者については経費の「概算控除化」を進める。所得稼得に係る経費・項目が明瞭な納税者については実額控除及び提出書類の電子化、明瞭でない納税者については概算控除化を原則とする。「所得計算上の控除」のうち公的年金等控除の見直しにあたっては高所得の高齢者の所得構成（給与所得、事業所得、不動産・金融所得、企業年金）の実態を把握した上で、その是正を行うべきである。具体的には総所得が高い高齢者については公的年金等控除を減額する（「消失型所得控除化」）。ただし、総所得に占める給与所得が高い場合は、高齢者の就労への影響を勘案する。

・給与所得控除は所得稼得に係る経費の実態を反映させる。「所得計算上の控除」の是正による財源を①基礎控除・人的控除の充実にあてるとともに、②税率表を見直して急激な限界税率の上昇は避ける。合わせて税率表の「簡素化」を進めることも一案。所得税率 10%（住民税と合わせて 20%）が大半の納税者に適用されるようにする（現行限界税率 5%の納税者については税額控除の拡充で負担軽減）一方、高所得層に累進課税を適用する。

・退職一時金に対する課税については「賃金の後払い」とみなし、「発生主義」的に就労期間（退職前）に遡って、課税所得を再計算・課税する方法もある。他方、（譲渡益課税等）所得税自体が「実現主義」であることを勘案すれば、退職金が支払われた時点で課税するのが原則ともいえる。給与所得とのバランス（課税の中立性）を確保するため、現行の退職所得控除、2分の1課税は是正する一方、負担を緩和するため後年（例えば5年）に分割した納税を認めるのも一案。